

第4回旅館業法の見直しに係る検討会

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会・意見書

この度は、ヒアリングの機会をいただき、ありがとうございます。
私たち「一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会」は、知的障害者の権利擁護と政策提言を行うため、全国55の団体が正会員となり、正会員の各団体がそれぞれ役割を担う有機的なつながりをもつ連合体として活動していくことを目的として発足したものです。
昭和27（1952）年に、知的障害児を持つ3人の母親が障害のある子の幸せを願い、教育、福祉、就労などの施策の整備、充実を求めて、仲間の親・関係者・市民の皆さんに呼びかけたことをきっかけに、精神薄弱児育成会（別名：手をつなぐ親の会）が設立。昭和30（1955）年に全国精神薄弱者育成会として社団法人となり、昭和34（1959）年には社会福祉法人格を得て全日本精神薄弱者育成会となりました。

その後、平成7（1995）年には「社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会」と改称しましたが、急激に進む少子高齢化や、社会福祉法人のあり方の検討が行われる社会情勢のもと、障害者福祉の運動を進める団体としてふさわしい組織となるべく、平成26（2014）年に社会福祉法人格を返上し、任意団体として全国の育成会の連合体組織である「全国手をつなぐ育成会連合会」を発足。令和2年4月1日には、組織運営の透明性向上と活動の活性化を図るため、一般社団法人格を取得したものです。

47都道府県育成会と政令指定都市育成会（8市）が正会員となります。全国の育成会に所属する会員は約10万人です。

このほか、活動を支えていただくための会員として「賛助会員」を募集しており、会員、賛助会員の皆さまには機関誌「手をつなぐ」（3万部）を毎月お届けしています。（令和2年6月時点）

1 旅館業法第5条の宿泊拒否規定について

本会としては、旅館業法第5条の規定をいたずらに拡大解釈することなく、明らかな伝染性疾患である場合を除き、疾病や障害を理由として宿泊拒否がなされないことが重要と考えます。

あわせて、現状では明示的、暗示的に知的障害者（特に行動上の障害を有する者）が旅館等への宿泊を躊躇する実態があることを踏まえ、令和3年6月に改正された障害者差別解消法において民間事業者についても義務化されることが決まった合理的配慮の提供が十分になされ、知的障害・行動障害のある人や家族が障害のない人と同じように全国の旅館等を利用できることを希望します。

2 旅館等における知的・行動障害者の宿泊実態について

本会が把握する範囲で、旅館等において知的・行動障害を理由として宿泊そのものを拒否する事案は見受けられません。しかし、残念ながら宿泊に際して条件が付されたり、逆に必要な配慮を得られなかったりする事例は散見されています。以下、実際に起きた例を紹介いたします。

(1) 宿泊中に不随意的な声が出たことで退去せざるを得なくなった例

知的・行動障害のある人は、一般的な言語コミュニケーションが難しいことが多く、代わりに感情が大きな声で表されるケースがあります。このような場合に、大きな声が頻出しているわけではないにも関わらず、旅館等の従業員から「他の宿泊客への迷惑となることは控えて欲しい」との注意を受け、結局客室から出て車中で一夜を過ごした事例があります。また、こうした事例が周囲に伝わることで、旅館等への宿泊を躊躇している知的・行動障害のある人や家族が多数います。

(2) 入浴時間を深夜に指定された例

チェックイン時に知的・行動障害があることを伝えたところ、大浴場の利用時間を（利用客が少ないと思われる）深夜に指定され、入浴時間や就寝時間に大きな影響を受けた事例があります。なお、知的・行動障害の特性として、自分の中にある1日の行動スケジュールに基づく行動へ強くこだわる傾向があり、入浴時間の指定が不安定行動につながるリスクもあります。

(3) 特性を踏まえた配慮が得られなかった例

知的・行動障害の特性として、床を強く踏み鳴らしてしまう行動もあることから、階下の宿泊客に迷惑とならないよう1階の部屋に変更することを希望

したところ、空室の有無は不明ですが入室前にも関わらず変更を断られてしまった事例があります。

以上のほか、知的・行動障害であることを告げた際に、その時点では穏やかに過ごしていた本人を確認した上で器物損壊のリスクが高いことを注意された事例などがあります。

3 旅館等に期待する知的・行動障害者への配慮について

上記のような課題は散見されるものの、多くの知的障害者と家族にとって旅館等へ宿泊することは大きな楽しみであり、良い経験になったとの意見もあります。知的・行動障害に対する以下のような配慮などが全国的に進むことを期待します。

(1) 宿泊予約時やチェックイン時に必要な配慮を聞き取る

たとえば、食事がビュッフェ方式の場合、会場が大人数になることで不安定になってしまう人もいることから、食べる分量を客室に持ち帰って食べられるような配慮が考えられます。これについては新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて多くの旅館等で実施されており、今後も継続することで食事の問題をクリアできる可能性があります。こうした配慮を、宿泊予約時やチェックイン時に聞き取ることをルール化していただけると、宿泊できる知的障害者は増えるものと思われれます。

(2) 他の宿泊客への声かけ

知的・行動障害の特性は常に現れるわけではないため、実際の状況は旅館等の従業者ではなく他の宿泊客によってフロント等へ知らされることが多くなります。その際、たとえば「不明瞭な言語で話していて怖い」といった申出であれば、障害の特性について説明し、不安を払しょくするような声かけを期待します。

(3) 旅館等の従業者に対する知的障害理解の促進

本会では、外見では分かりにくい知的障害の特性をできるだけ分かりやすく、親しみやすく理解できるようプログラムを工夫した啓発活動（啓発キャラバン隊）を展開しています。知的・行動障害の特性をすべて網羅したものではありませんが、障害理解の一助になると考えております。

旅館等の従業者に対する知的障害理解の取組として活用を検討いただけれ

ば幸いです。(詳細について説明ご希望の場合は、下記の事務局までご連絡ください)

以 上

【事務局】

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 東京事務所
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-17-6 第三和幸ビル 2F-C
担当：又村（またむら）
TEL：03-5358-9274 FAX：03-5358-9275
E-mail info@zen-iku.jp